

令和6年第5回 定例総会議事録

- 1 日時 令和6年5月21日（火）15時00分～17時00分
- 2 開催場所 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ5階 災害対策本部室
- 3 出席者

(1) 委員（20名）

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広 委員、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、15番：藤沼 良典 委員、
16番：穴戸 啓次 委員、17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、
19番：高橋 克弘 委員、20番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原香菜子

- 4 傍聴人 なし
- 5 議事日程
別紙日程のとおり
- 6 議事要旨

司会 ただ今から、令和6年第5回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、20名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和6年第4回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。2番：石井委員と、3番：田中委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第12号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第12号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1件）～

議長 議案第12号の現況確認について、担当の7番：伊藤委員ご説明願います。

7番：伊藤委員 5月14日に申請者立会いのもと現地確認を行ないました。場所は案内図のとおり

です。現地にはギンナンの木が約 230 本とジャガイモ、サツマイモが定植されていました。生前はしっかりと肥培管理され、ギンナンの他、キウイや庭先販売用の多品目の野菜を栽培していました。従いまして主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 13 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 13 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（4 件）～

議長 議案第 13 号の 1 の現況確認について、担当の 5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員 5 月 14 日に、申請者立ち会いのもと現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。東側 3 分の 1 にジャガイモが作付けされており、残りは夏に土を入れる準備のため、きれいに整地されていました。西側には、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、ニンニク、九条ネギ、トウモロコシ、枝豆、ケールが作付けされており、現在、ゴボウを順次播種している状況でした。収穫した野菜は、自宅南側の庭先直売所で販売しています。申請者は、ご家族と協力して適正に肥培管理されており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。

議長 次に議案第 13 号の 2 の現況確認について、担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 5 月 15 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行ないました。場所は案内図の通りです。現地ではトマト、キュウリ、ナス、インゲン、トウモロコシなど少量多品種が栽培されています。また、ほとんどを庭先で直売しています。申請者は元農業委員でもあり、農地は適切に肥培管理されており、終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 13 号の 3 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 5 月 13 日に申請者立会いのもと現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地には北側にウメ、サルスベリなどの植木が数本植わっており、その他は野菜畑で、トマト、ナス、キュウリ、オクラ、スイカ、サトイモ、レタス、ネギ、タマネギ、絹サヤ、スナックエンドウなどが作付けされています。また近隣幼稚園の収穫体験用にジャガイモを栽培していました。また収穫した野菜は庭先で販売しています。当該農地は適切に肥培

管理されており、申請者より今後において終生、当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 13 号の 4 の案件は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席しますので、ここで暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第 13 号 4 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 5 月 17 日に申請者立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、南側 3 分の 1 にはギンナンの木が 15 本と作業道具置き場があります。残りの 3 分の 2 は野菜畑で、ジャガイモ、ナス、トマト、ミニトマト、キュウリ、ピーマン、ラッカセイ等が作付けされています。また収穫した野菜は庭先販売をしています。申請者は家庭の事情で遠方に居住していますが、月に数回通いで農作業を行なっています。この農地はご家族で適切に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行なう確認も取れているため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。次に議案第 14 号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。議案第 14 号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（2 件）～

議長 議案第 14 号の 1 について、担当の 3 番：田中委員より現況確認及び関係者ヒアリングについて、ご説明いたします。

3 番：田中委員 議案第 14 号の 1 につきまして、申請書に関するヒアリングと現地確認を行いましたのでご報告致します。5 月 9 日に山本会長職務代理者、宍戸農地部会長、事務局とともに、申請者と所有者に対するヒアリングと貸借農地の現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。申請者はこれまで申請農地において農地所有者の野菜栽培を手伝っていましたが、所有者が高齢となってきたこともあり、申請者がご自身の農業経営の中で野菜栽培を行うため、都市農地貸借円滑化法を利用して貸借することとしました。貸借期間は令和 6 年 6 月 1 日から 5 年間で予定しています。現地ではこれまではタマネギを栽培していましたが、これからはタマネギ、エダマメ、ニンジン等を 3 年周期で栽培する計画で、生産量のおおむね 5 割を学校給食や緑化センターでの直売用に出荷していくとのことです。事業計画で申請者は年間 200 日従事することとなっていますが、これまでもしっかりと耕作しているため問題

はなく、また所有者はその1割である年間20日以上、当該生産緑地を見回るとともに、周辺住民からの苦情などの相談に対応することを確認しました。このため、今回の申請された事業計画は、適正であり、認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、申請された事業計画を決定いたします。次に議案第14号の2について、これも担当の3番：田中委員より現況確認及び関係者ヒアリングについて、ご説明いたします。

3番：田中委員 議案第14号の2につきまして、申請書に関するヒアリングと現地確認を行いましたのでご報告致します。5月9日に山本会長職務代理者、宍戸農地部会長、事務局とともに、申請者と所有者に対するヒアリングと貸借農地の現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請者はこれまで申請農地において農地所有者の野菜栽培を手伝っていましたが、所有者が高齢となってきたこともあり、申請者がご自身の農業経営の中で野菜栽培を行うため、都市農地貸借円滑化法を利用して貸借することとしました。貸借期間は令和6年6月1日から5年間で予定しています。現地ではこれまではタマネギを栽培していましたが、これからはタマネギ、ダイコン、エダマメ、小松菜、ジャガイモ、ニンジン等栽培し、生産量のおおむね5割を学校給食や緑化センターでの直売用に出荷していくとのことです。事業計画で申請者は年間200日従事することとなっていますが、これまでもしっかりと耕作しているため問題はなく、また所有者はその1割である年間20日以上、当該生産緑地を見回るとともに、周辺住民からの苦情などの相談に対応することを確認しました。このため、今回の申請された事業計画は、適正であり、認定を決定することに問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、事業決定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、申請された事業計画を決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「令和5年度推進員等の最適化活動の点検・評価について」を議題とします。協議1について、事務局より説明願います。

事務局 協議1「令和5年度推進員等の最適化活動の点検・評価について」説明。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。

委員 ～委員同意～

議長 はじめに、第24期19名の点検・評価に対し、ご意見はありませんか。

委員 ～意見なし～

議長 第24期19名の農業委員会による点検評価については、「意見なし」とします。次に第25期委員の活動結果について確認します。「活動実績」「成果実績」の自己評価があればご発言をいただき、農業委員会による点検評価があればご意見をお願いいたします。

委員 ～議席番号1番から20番まで順に発言～

19番：高橋委員 日頃の農地の見回りで所有者不明の農地がある。担当地区内の農地の所有者や生産緑地指定状況の一覧等があると、現地確認や見回り等が充実すると思う。

事務局 生産緑地の所有者は事務局でも把握できていない状況だが、農地を特定してもらえれば農地台帳で調べることができる。また生産緑地対象農地については、一覧を数年前に作成しているからお渡しする。

議長 協議1は以上のとおりとします。次に協議2「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題します。協議2について事務局説明願います。

事務局 協議2「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」説明

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議3「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 協議3 「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あてに、生産緑地のあっせん依頼があった。

6三都第63号 生産緑地地区指定番号 第142号

6三都第112号 生産緑地地区指定番号 第63、215号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 令和6年6月5日（水）

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1は私が担当ですので、現況確認について報告いたします。

10番：石井委員 5月3日に現地確認を行ないました。場所は案内図のとおりです。現地は建築途中の状態でした。

議長 報告2の1の説明及び現況確認報告は終わりました。次に報告2の2の現況確認について、担当の19番：高橋委員よりご報告願います。

19番：高橋委員 5月17日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は砂利敷きの駐車場でした。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（1件）～

議長 報告3の現況確認について、担当の19番：高橋委員よりご報告願います。

19番：高橋委員 4月16日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は更地でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問等なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数1件 2筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程4部会報告に入ります。部会長報告願います。

●農政部会：なし

●農地部会：なし

●経営部会：なし

●四季コン：第4回農の四季コンテストのポスターが完成しました。

担当地区への掲示をお願いします。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1「農地に関するお願い・相談などについて」事務局より報告願います。

事務局 事務報告1「農地に関するお願い・相談などについて」説明
～事務局説明（1件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第5回の定例総会を終了いたします。